

(8) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

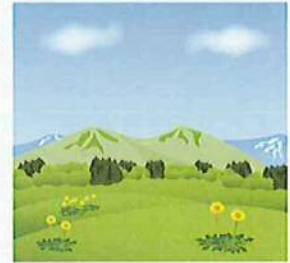
1. 現行制度

- 平成3年の自治法改正によって、地縁団体(自治会、町内会など)が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度(認可地縁団体制度)が導入された。

2. 地域における事例

【参考】伯耆町内の認可地縁団体数：26団体

- 地縁団体が戦前から保有する山林について団体名義への所有権の移転登記をしようと考えたが、登記簿に表示登記された所有者(107人)の多くが既に死亡しているため、その相続人の確定に膨大な手間や費用がかかり、移転登記が困難な状況となっている(高知)。
- 地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要が生じ用地提供を申し入れたが、関係する登記名義人は明治生まれで既に死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることができず、やむなく事業計画を変更した(群馬)。



⇒ 登記の円滑化を図るため、市町村長が一定の手続きを経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記の申請を行うことができる特例制度を創設する。

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

【地縁団体(自治会、町内会など)が所有する不動産】



(参考) 認可地縁団体制度

平成3年の自治法改正によって、地縁団体(自治会、町内会など)が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度(認可地縁団体制度)が導入された。

